

変更内容及び新旧対照表（令和8年8月7日付け更新分）

掲載資料	ページ	変更箇所	変更内容	旧	新
実施要領	39	21.その他	文言の追記	－	（６）実施要領４（６）に記載された隣接地所有者の越境物の取扱いについて、現在、所有者と本市の間で越境物の取扱いについて、境界確定協議書及び誓約書の徴取を進めていますが、貸付開始までに一部の越境物所有者から境界確定協議書及び誓約書を徴取できない可能性があります。 （７）実施要領２（３）により、活用前に屋体棟を除く全ての建物等（塀も含む）を撤去することとしています。敷地北側の塀については、実施要領４（６）に記載の隣接地からの越境物が接続されている箇所があります。越境物との関係により当該塀の撤去が困難と事業者が判断し、貸付期間中において存置を希望する場合は、貸付期間中の塀の安全対策及び維持管理を事業者負担で行うことを条件に存置を認めます。返還時の取扱いについては原状回復に向けた協議において、現地状況を確認し、隣接地への影響を考慮した上で改めて判断します。 （８）上記（７）の塀付近に埋設された校舎建物等に付随する給水管や排水管、排水設備等の撤去にあたって、当該塀が倒壊する等の危険性があると事業者が判断した場合は、本市との協議の上、貸付期間中の校舎建物等に付随する給水管や排水管、排水設備等の安全対策及び維持管理を事業者負担で行うことを条件に存置を認めます。返還時の取扱いについては原状回復に向けた協議において、現地状況を確認し、隣接地への影響を考慮した上で改めて判断します。 （９）上記（７）（８）のとおり、存置を認める場合にあたり、それに起因する活用可能面積の減少による貸付料の減額は行いません。 （１０）敷地北側の塀については、建築年及び構造等が確認できる図面等の資料が存在しないため、詳細は不明です。現在、いつ頃には共用されていたかを調査中です。調査結果が判明した場合には、応募予定者名簿に登録された事業者（応募申込締め切り後は応募事業者、活用事業者決定後は活用事業者）に周知します。 （１１）上記（７）（８）のとおり存置した工作物に関し、当該工作物に起因する事故（老朽化による塀の倒壊等）により第三者に損害が生じた場合は、活用事業者及び本市は、民法の規定に基づき当該第三者に対し責任を負うこととなります。そのうえで、上記のとおり、当該工作物の安全対策及び維持管理を事業者負担で行うこととしていますので、当該第三者より本市に対し損害賠償の請求があり、本市が賠償することとなった場合は、本市は活用事業者に対し求償し、活用事業者はこれに応じるものとします。
実施要領	43	24.資料集	文言の追記	－	資料16 敷地北側越境物確認図及び現況図
実施要領	41	24.資料集 表の直下	文言の修正	資料３～15については、応募予定者名簿に登録済の希望者に送付します。	資料３～16については、応募予定者名簿に登録済の希望者に送付します。